

5 . 地域型保育事業

地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

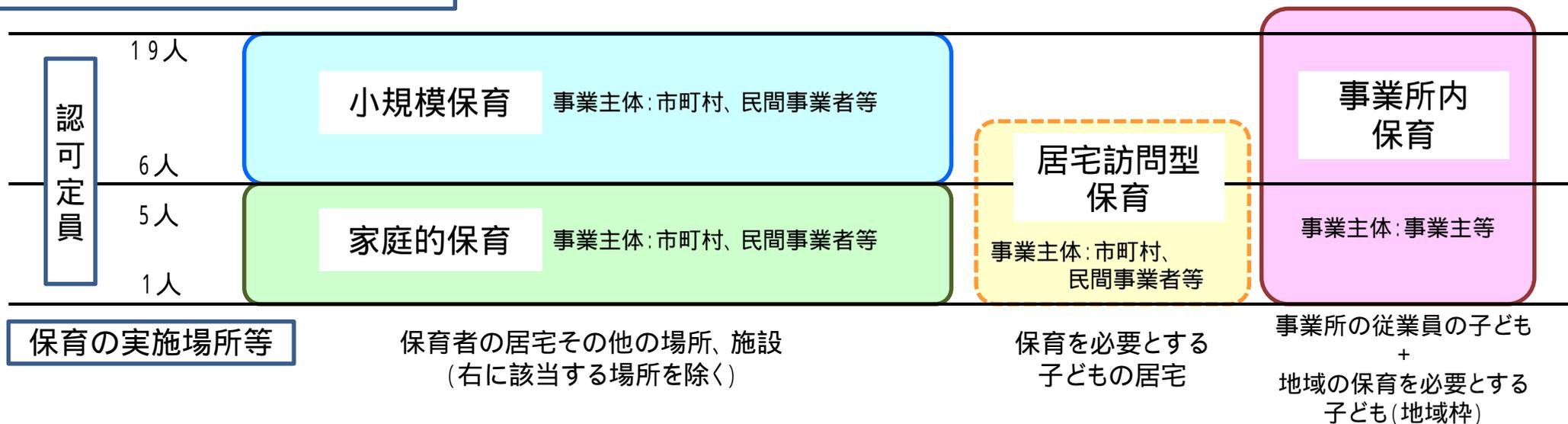
家庭的保育(利用定員5人以下)

居宅訪問型保育

事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

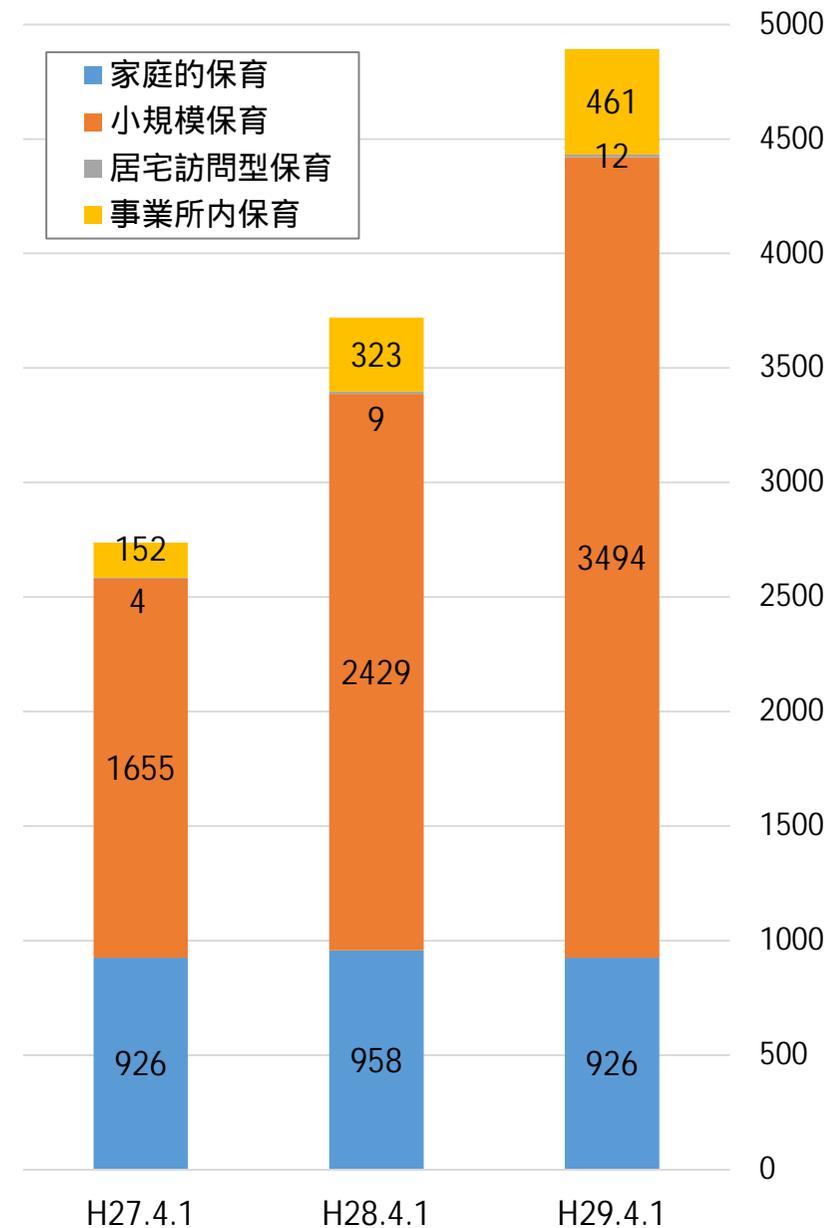
地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の認可件数の推移

事業の種類	H27.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在
家庭的保育	926	958	926
小規模保育	1,655	2,429	3,494
A 型	962	1,711	(未調査)
B 型	572	595	(未調査)
C 型	121	123	(未調査)
居宅訪問型保育	4	9	12
事業所内保育	152	323	461

- 1 自治体が設置した件数及び認可した件数。
- 2 家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の総数については「保育所等関連状況取りまとめ」(厚生労働省子ども家庭局保育課)による。小規模保育A型・B型・C型の平成27年度・平成28年度の数字は「地域型保育の認可件数」(厚生労働省子ども家庭局保育課)によるものであるため、総数と一致しない。



地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。

特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。

また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

< 主な認可基準 >

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準 + 1名	保育所の配置基準 + 1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 保育士以外には研修実施	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

< 主な認可基準 >

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	-
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	-

家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

6. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

「利用者支援事業」の概要

事業の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを等を行う

実施主体

市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
子育て支援に関する情報の収集・提供
子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
地域に展開する子育て支援資源の育成
地域に必要な社会資源の開発等
地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での
子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減
- ・ 地域や必要な支援
とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に
集い、相互交流や子育ての
不安・悩みを相談できる場
を提供**



地域子育て支援拠点

4つの基本事業

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
子育て等に関する相談、援助の実施
地域の子育て関連情報の提供
子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

30年度実施か所数（交付決定ベース）
7, 4 3 1か所

妊婦健康診査について



根拠

母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回

妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回

妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

(これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成28年4月現在)

公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施

里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施

助産所における公費負担は、1,739の市区町村で実施(1,741市区町村中)

公費負担の状況

平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。

平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。
(実施期限:平成24年度末まで)

平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

乳児家庭全戸訪問事業（概要）

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

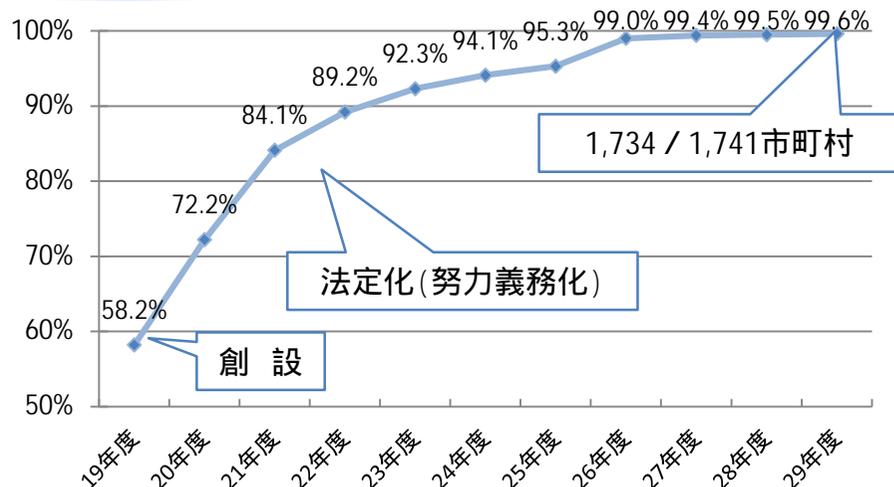
（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 事業の内容

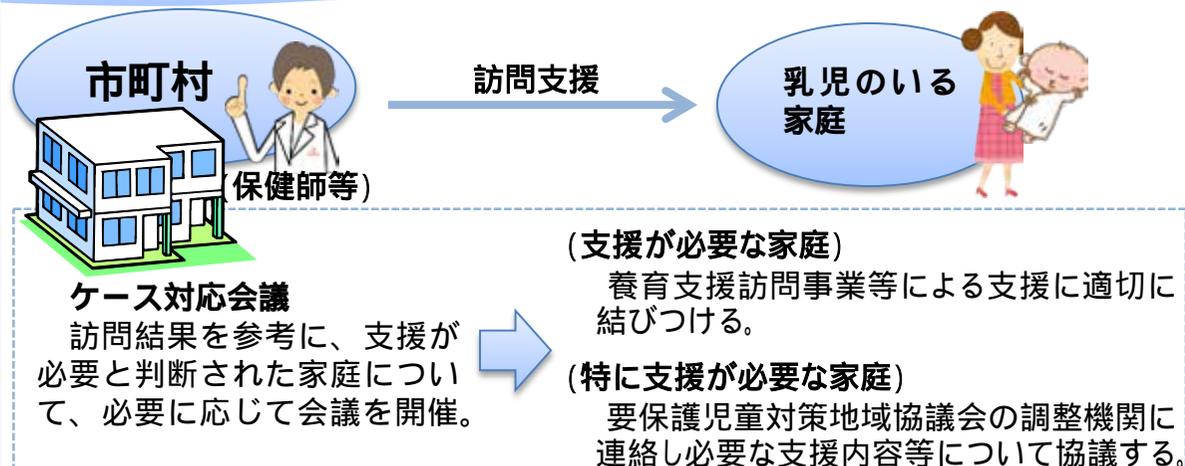
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) 国、地方ともに消費税財源

- (1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) 国、地方ともに消費税財源

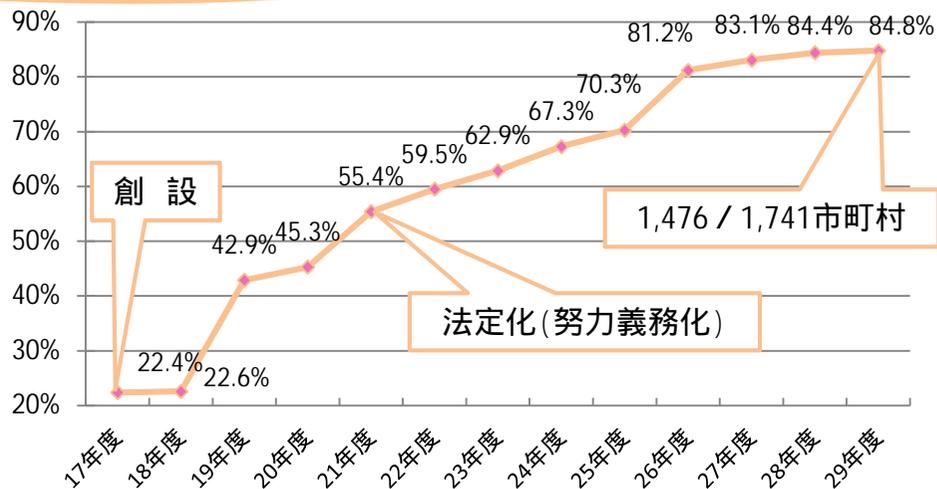
養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

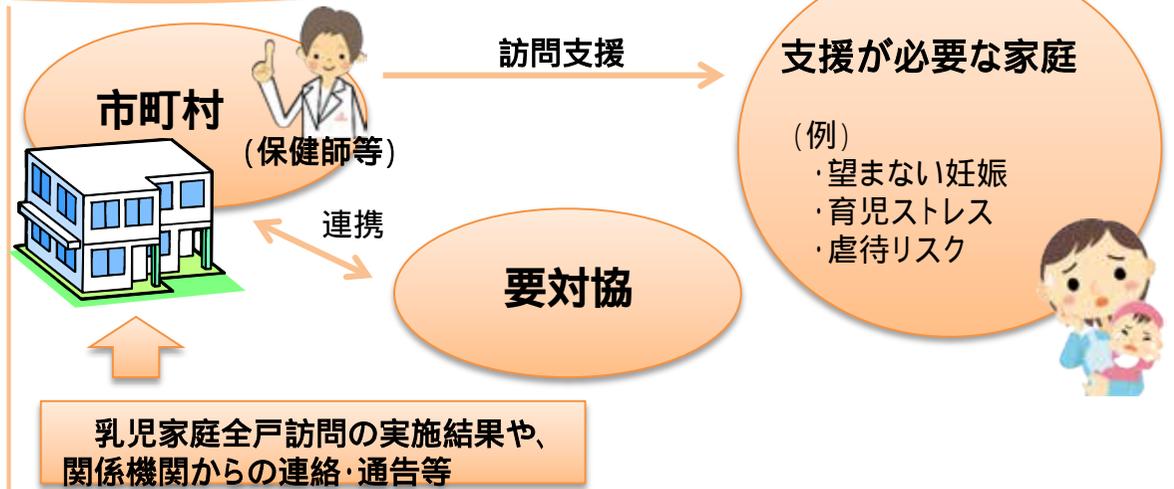
訪問支援者(事前に研修を実施)

- ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
- ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(概要)

1. 事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

児童福祉司任用資格取得のための研修受講など

ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など

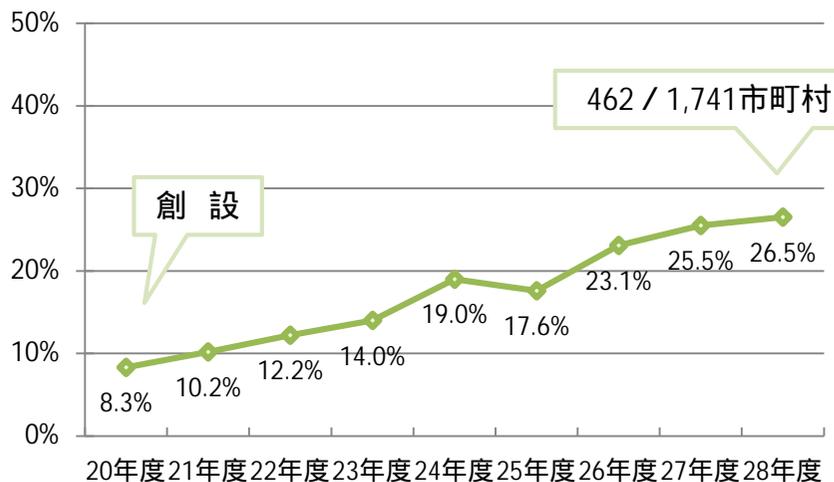
・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築

・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等

(2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



子育て短期支援事業

目的・概要

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施している。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一定期間(原則7日以内:必要に応じて延長可)子どもを預かる事業。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所	711か所	745か所	764か所	845か所

母子家庭以外の利用者も利用可能

平成28、29年度は変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所	370か所	381か所	386か所	413か所

母子家庭以外の利用者も利用可能

平成28、29年度は変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

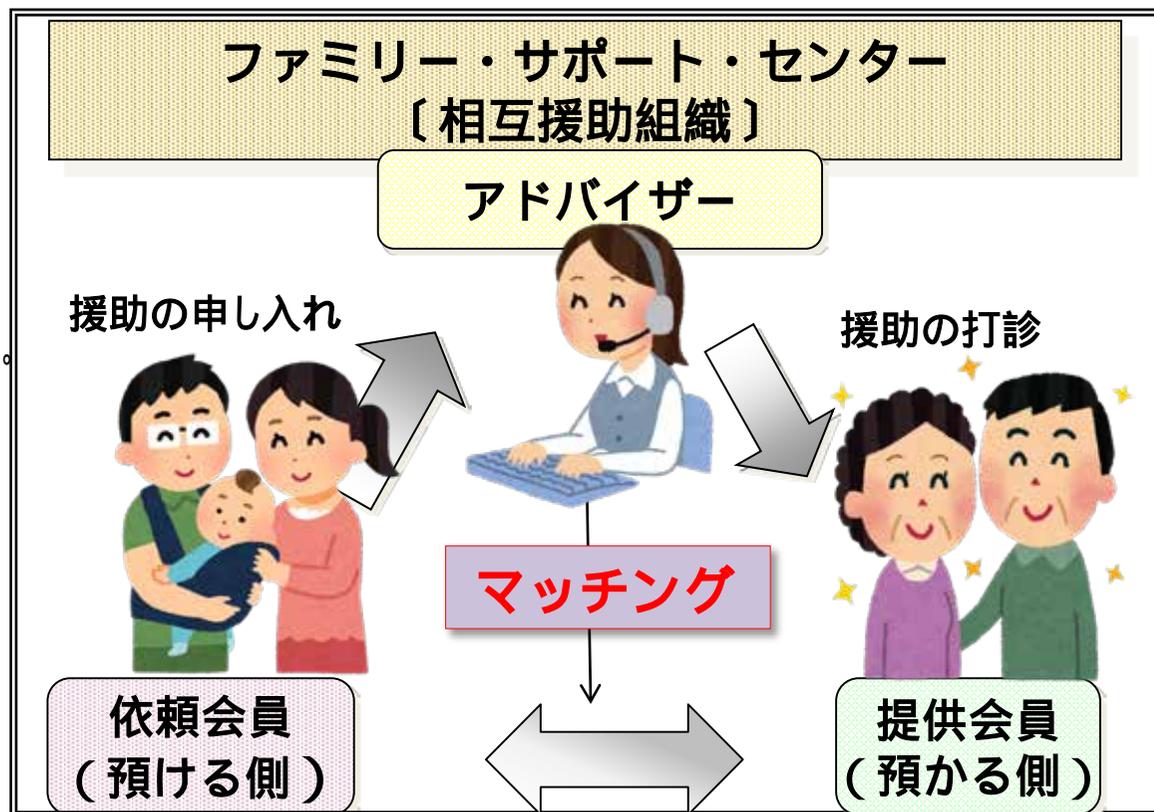
さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

実施市区町村	平成30年度	895市区町村
	平成29年度	863市区町村

負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市区町村(1/3)



一時預かり事業について

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	一般型	幼稚園型	幼稚園型	余裕活用型	居宅訪問型	地域密着型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ひとり親家庭等 で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 離島その他の地域 において、保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) 認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない 場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準を遵守 。				-	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。
実施要件	職員配置					
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した 保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等级以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	
実施か所数	9,232か所	5,293か所	-	500か所	0か所	66 (一般型の内数)

延長保育事業について

市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。

- ・標準時間認定 1 1時間の開所時間を超えて保育を実施。
- ・短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。

1. 一般型

- (1) 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

2. 訪問型（平成27年度創設）

- (1) 実施場所 利用児童の居宅
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
 - 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合
 - 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合

実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件

- ・対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
- ・各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
- ・訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと

交付実績（平成29年度実績報告ベース）：26,936か所、1,062,214人（年間実利用児童数）
負担割合：国1／3、都道府県1／3、市区町村1／3

病児保育事業

平成30年度予算 87.8億円

令和元年度予算 92.4億円(+4.6億円)

1. 事業概要

<目的>

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村(特別区を含む。)

補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

<令和元年度補助単価(病児対応型1か所当たり年額)>

基本分単価：5,007,000円

加算分単価：522,000円 ~ 41,001,000円()

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送迎経費：3,634,000円

延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

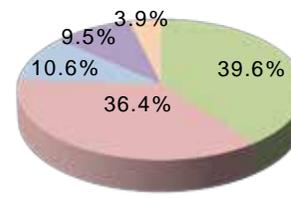
2. 実施か所数及び延べ利用児童数



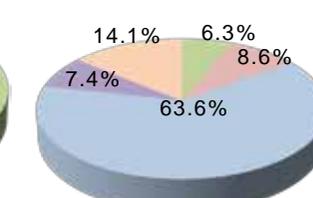
平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

3. 実施場所

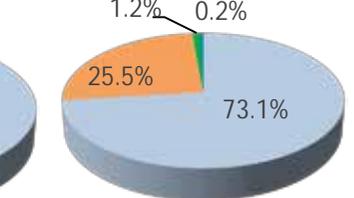
(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



(3) 体調不良児対応型



診療所
保育所
その他

病院
単独施設

保育所
認定こども園
小規模保育事業所
その他

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項：平成10年4月施行)

平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

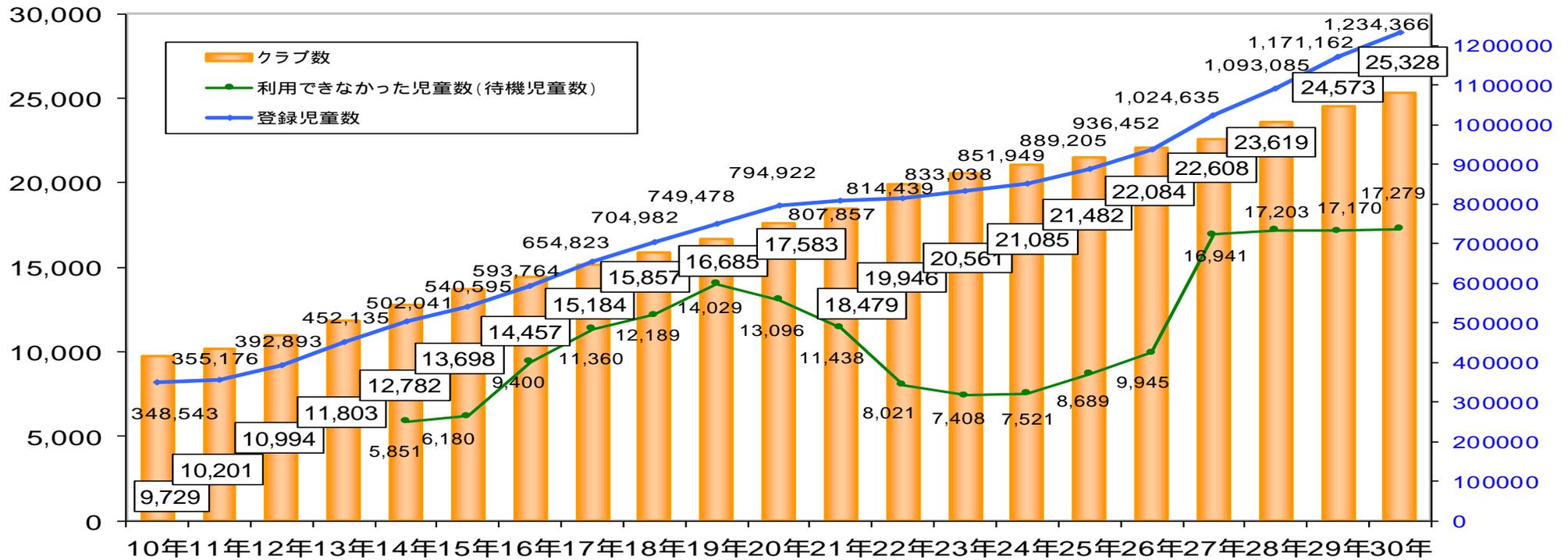
【現状】(平成30年5月現在)

クラブ数 25,328か所
 (参考:全国の小学校19,428校)
 支援の単位数 31,463単位(平成27年より調査)
 登録児童数 1,234,366人
 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,279人

【今後の展開】

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(か所) [クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移] (人)



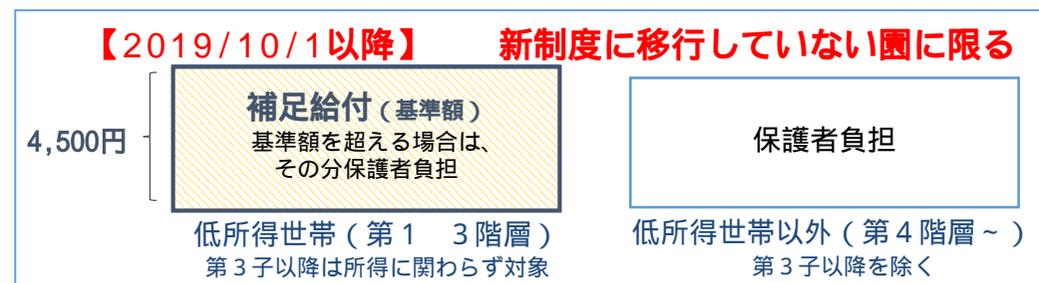
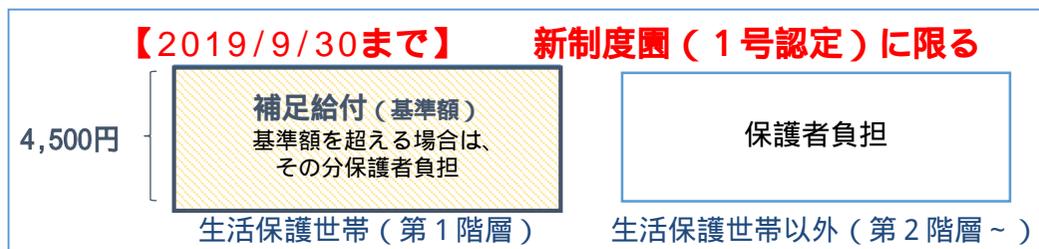
各年5月1日現在(厚生労働省調)

副食費の施設による徴収に係る補足給付事業について

1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている 食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

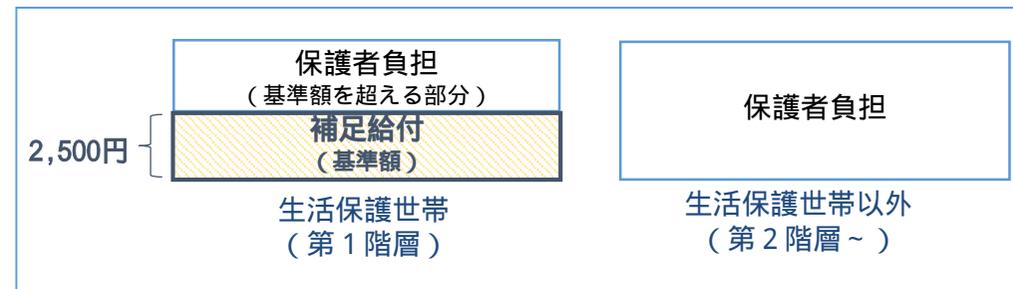
給食費（副食材料費）



2019/10/1以降における新制度園（1号認定）の副食費については、公定価格で対応予定
特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

[変更なし]

教材費・行事費等（給食費以外）



3. 市町村における補足給付事業実施の考え方

- ・「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。
- ・事業の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）。

2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和元年度補助単価（1人当たり月額）>

給食費（副食材料費） 4,500円
教材費・行事費等（給食費以外） 2,500円

<実績（平成29年度）>

給食費（副食材料費）
1号認定：388か所、832人

教材費・行事費等
1号認定：558か所、799人
2号認定：3,373か所、7,652人
3号認定：2,381か所、3,035人

か所数については重複あり

多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

(1) 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

実施主体：市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件：〈新規参入施設等への巡回支援〉

対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

〈認定こども園特別支援教育・保育経費〉

対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設

対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

交付実績：巡回支援 956 箇所（平成29年度）

認定こども園特別支援教育・保育経費 140 箇所（平成28年度）

負担割合：国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3

〈基準額〉

(1) 新規参入施設等への巡回支援

1 施設当たり年額 400,000円

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

対象障害児 1 人当たり月額 65,300円

「子育て支援員」研修について

趣旨

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

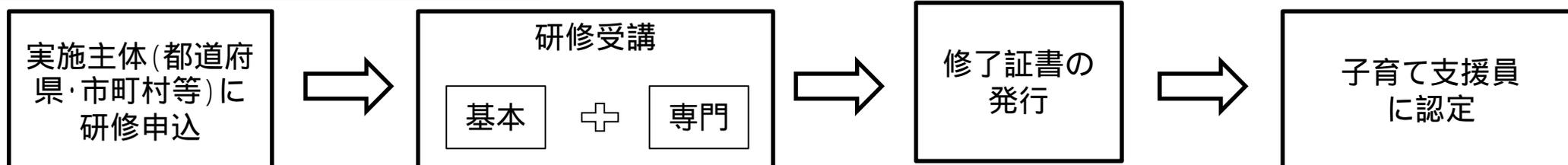
国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



地方からの提案等に関する対応方針に関する項目(平成28年)

提案事項	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲
制度の現状	一時預かり事業及び病児保育事業については、届出の提出先及び立入検査等の事務・権限が都道府県となっている一方で、事業(補助事業)の実施主体は市町村となっている。
提案内容と理由の概要	事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点についてよく把握していると考えられるため、検査主体としても適当であり、届出提出先及び立入検査事務を県から市町村に移譲する。
「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)	
【児童福祉法(昭22法164)】 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(児童福祉法(昭22法164)34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	
これまでの対応内容	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限の移譲について(平成29年2月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡) 条例による事務処理特例制度により市町村に権限を移譲することが可能であることを周知。
今後の検討事項(子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討)	
同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	

7. その他

令和元年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和元年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1) 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 研修機会の充実 小規模保育の体制強化 減価償却費、賃借料等への対応 など
	地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブの充実 病児・病後児保育の充実 利用者支援事業の推進 など
	社会的養育の量的拡充	児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1 4:1等) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

子ども・子育て支援新制度の充実の取組について

0.7兆円メニュー【平成27年度（施行時）より全て実施】

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等の量的拡充
- ・3歳児の職員配置を改善（20：1 15：1）
- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）
- ・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・研修機会の充実（年間2日）
- ・小規模保育の体制強化
- ・減価償却費、賃借料等への対応
- ・放課後児童クラブの充実 等

0.3兆円超メニュー

- ・私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（2%）【平成29年度より実施】 等

注：未実施のメニューとしては、1歳児の職員配置の改善（6：1 5：1）や、4・5歳児の職員配置の改善（30：1 25：1）、保育支援者の配置等がある。

上記以外

- ・大規模施設等におけるチーム保育に係る職員配置の充実【平成28年度より実施】
- ・仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育等）の創設【平成28年度より実施】
- ・技能・経験を積んだ職員に対する4万円等の追加的な処遇改善【平成29年度より実施】

等

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）

平成26年3月28日
子ども・子育て会議において
整理された内容

【凡例】

- 「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの
- 「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの
- 「平成26年度予算」：平成26年度予算に計上されたもの

1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
量的拡充	別紙(P213)参照	4,068億円程度(公費分)	

- : 項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
- : 項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
内容欄の「」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

2. 質の向上（給付等関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1)	700億円程度	・附帯決議
	1歳児の職員配置を改善(6:1 5:1)	670億円程度	
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1 25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 まずは年間2日 年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 担当保育士の人件費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+5%) 職員給与の改善 まずは+3% +5%	952億円程度 (571億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・平成26年度予算(保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 : +2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	<input type="checkbox"/> 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度~ (337億円程度)	
	<input type="radio"/> 保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	<input type="radio"/> 小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算(小規模保育の先行実施 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 <small>認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ)</small> 幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	<input type="checkbox"/> 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) 活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援 (続き)	<p>障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配) 補助者の人件費を見直し</p>	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	<p>公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合) まずは事務経費のみ 人件費を含む</p>	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	<p>施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ</p>	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	<p>直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日)) 幼稚園・認定こども園:まずは週2日 幼稚園:週5日、認定こども園:週6日</p>	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	<p>保育所について、施設長の配置を義務化</p>	135億円程度	
	<p>栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(栄養士(非常勤)に係る費用) まずは嘱託費用 栄養士(非常勤)に係る費用</p>	73億円程度 (22億円程度)	
	<p>半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置</p>	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円)

項目	内容	平成25年度 29年度所 要額	備考
第三者評価等の推進	<input type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年()に1度の受審) 児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様 まずは5年に1度(半額補助) 3年に1度(全額補助)	42億円程度 (12億円程度)	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<input type="checkbox"/> 質の向上で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等 質の向上により引き上がる保育単価の減	226億円程度 (197億円程度)	

3. 質の向上（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
	<input type="checkbox"/> 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="checkbox"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
一時預かり事業の充実	常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	
	保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度	
病児保育の充実	幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度	
	<input type="checkbox"/> 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) <input type="checkbox"/> 利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度	
	<input type="checkbox"/> 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) <input type="checkbox"/> 現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) まずは3中学校区に1箇所程度 2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(利用者支援事業 162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 まずは生活保護世帯に対する半額の補助 市町村民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	・市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	<input type="checkbox"/> 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	<input type="checkbox"/> 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

4 . 質の向上（社会的養護関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5.5:1 4:1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) 平成27年度から15年かけて全施設で実施 平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) 増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設等のか所数の増 33 億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の+5%等） 職員給与の改善 まずは+3% +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

5 . 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の向上 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

物価変動等の要素は勘案しない。

今後の児童人口の変動を反映。

(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)

平成29年度における所要額を積算

(平成29年度とする理由)

- ・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化

希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

(別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育 1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
子育て短期支援事業	4億円
乳児家庭全戸訪問事業	13億円
養育支援訪問事業	12億円
要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
地域子育て支援拠点事業	127億円
一時預かり事業 <一般型・余裕活用型・訪問型等>	217億円
<幼稚園型(在籍園児分のみ)>	124億円
病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したものの。

地方からの提案等に関する対応方針に関する項目(平成29年)

提案事項	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化
制度の現状	保育所(保育所型認定こども園)、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等については、施設側が善管注意義務を果たしてもなお、保護者から保育料の支払いを受けることができなかった場合、施設側の求めに応じて、市町村が強制徴収を行うことができる仕組みとなっている。一方、学校である幼稚園、幼稚園型認定こども園には同様の規定はない。
提案内容と理由の概要	幼稚園型認定こども園等において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、施設側の事務負担を減らすことができる。
「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)	
【児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)】 ()市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が認定こども園において特定教育・保育(子ども・子育て支援法27条1項)を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1項。以下この事項において「利用者負担額」という。)の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。 ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。 ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
これまでの対応内容	「自治体向けFAQ(よくある質問)(第16版)」により自治体に周知(平成30年3月) ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行う。
今後の検討事項(子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討)	
徴収事務の在り方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	

(参考)令和元年度予算

令和元年度内閣府予算の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成30年度予算額)

2兆6,034億円

(令和元年度予算額)

2兆8,834億円【年金特別会計】

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充などにより、子どもを生き育てやすい環境を整備する。

子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

2兆8,834億円(2兆6,034億円)

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

1兆2,611億円(1兆387億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。

子どものための教育・保育給付

1兆1,138億円(9,031億円)

子どものための教育・保育給付交付金

1兆1,069億円(8,977億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

子どものための教育・保育給付費補助金

68億円(54億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

参考

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)に充てることとされた。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成31年度は、0.34%(現行+0.05%)とする。

【主な充実の内容】

・保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

・幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。

その際、これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子供にかかる副食費については、施設による徴収を基本とする。

あわせて、これまで免除対象であった生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する。

・公定価格の見直し

保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

また、幼稚園・認定こども園の非常勤講師の配置に係る費用について、実際に配置がある場合の加算とする。

地域子ども・子育て支援事業

1,474億円（1,356億円）

子ども・子育て支援交付金

1,304億円（1,188億円）

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

子ども・子育て支援整備交付金

170億円（168億円）

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実の内容】

・放課後児童クラブの拡充

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率高上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

・幼稚園における待機児童の受入れ推進

「子育て安心プラン」等に基づき、幼稚園の預かり保育における長時間及び長期休業中の預かりを一層推進し、幼稚園における待機児童の受入れを進めるため、一時預かり事業（幼稚園型）の充実を行う。

地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について事業者からの拠出金を充当。（955億円）

幼児教育・保育の無償化の実施（一部再掲）

1,532億円

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

負担割合

- ・財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- ・負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

財政措置等

- ・初年度の取扱い：初年度（平成31年度）に要する経費を全額国費で負担
- ・事務費：初年度（平成30年度補正予算（301億円）、平成31年度予算（120億円））・2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- ・システム改修費：平成30年度予算（192億円）、平成31年度予算（62億円）を活用して対応。

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援（ ）

2,020億円（1,701億円）

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

企業主導型保育事業

2,016億円（1,697億円）

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての保育料を無償化する。

【主な充実の内容】

- ・平成30年度までの企業主導型保育事業の9万人の整備に加え、新たに2万人分を整備
- ・中小企業における企業主導型保育事業の活用を促進

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3.8億円（3.8億円）

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

企業主導型保育事業及び企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の費用の全額について、事業主からの拠出金を充当。

児童手当

1兆3,488億円（1兆3,795億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

児童手当の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当。（1,766億円）

平成30年度予算額は、文部科学省から移管される幼稚園就園奨励費補助金150億円を加算している。

令和元年度厚生労働省予算の主要施策(子ども・子育て関係)

「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など

(平成30年度予算額)

3,220億円

(令和元年度予算額)

3,809億円

1. 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等

1,075億円(1,071億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援等を実施する

保育の受け皿拡大

840億円(889億円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2 2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

多様な保育の充実

37億円(27億円)

新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置するとともに、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施し、保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進する。

認可外保育施設の質の確保・向上

40億円(31億円)

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

保育人材確保のための総合的な対策

158億円(124億円)

保育人材の確保のため、保育士・保育園支援センターのマッチングを強化し、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。

長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を試行的に雇用する際に、研修等に要する費用などを補助する。

放課後児童対策の推進

20億円の内数(13億円の内数)

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。

放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

(参考)【平成30年度第二次補正予算】

- | | |
|--|-------|
| ○ 待機児童解消に向けた保育園等の整備
「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。 | 420億円 |
| ○ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保
保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。 | 15億円 |
| ○ 保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進
子どもの登降園管理業務の電子化やタブレット端末の活用、子どもの情報等の管理のシステム化等により、保育園等の職員の業務負担軽減を図るなど、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進を図る。 | 15億円 |

2. 子ども・子育て支援新制度の実施及び幼児教育・保育の無償化の実施

内閣府において計上

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 (一部社会保障の充実)【内閣府の再掲】

放課後児童クラブの拡充(一部社会保障の充実)【内閣府の再掲】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

幼児教育・保育の無償化の実施【内閣府の再掲】

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

3. 母子保健医療対策の推進

231億円(215億円)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。

女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

産後うつ等を予防する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。

乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。

「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府に計上)を活用して実施

不妊治療への助成

不妊治療について、夫婦ともに不妊治療が必要な場合の経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充を図る。

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

2,267億円(1,867億円)

ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した同行支援や継続的な見守り支援等を実施するとともに、ひとり親が安定した就労につくために有効な親の資格取得支援の拡充を行う。

自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を給付する。

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引き上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

(参考)【平成30年度第二次補正予算】

○ ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資等の確保

29億円

ひとり親家庭等に対する自立支援の充実を図るため、養成機関に修学し、資格の習得を目指すひとり親家庭の親への入学・就職準備金等の貸付原資等を補助する。

5. 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

191億円の内数（182億円の内数）

配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

6. 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

159億円（新規）

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

（参考）【平成30年度第二次補正予算】

○ 児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等

91億円

児童福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に施設入所児童等の安全な生活環境を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(平成30年度予算額) (令和元年度予算額)

1,548億円

1,637億円

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭の養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、児童虐待防止対策・社会的養育の充実を迅速かつ強力に推進する。

1. 児童虐待防止対策の推進

児童相談所の体制強化等

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、体制強化を図るための支援等を行う。また、一時保護児童の受入体制の充実を図る。

市町村の体制強化等

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、体制強化を図る。また、レスパイトケア等の在宅における養育支援の充実を図るほか、関係機関間において、要保護児童等に関する情報を共有するシステムの構築を推進する。

2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進(一部社会保障の充実)

家庭養育優先原則に基づき、

- ・ 里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、里親リクルーターの配置等の支援体制の拡充や、職員の人材育成を図ることにより、家庭養育優先原則に基づく取組を推進する。
- ・ 養親希望者への支援等にモデル的に取組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援を拡充するとともに、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減を図る。
- ・ 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進し、社会的養育体制の充実を図る。

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実(一部社会保障の充実)

社会的養護自立支援事業等の充実を図ることにより、子どもの自立に向けた取組を着実に進める。

児童養護施設等の職員の人材育成を推進するほか、人材確保に向けて、職員の処遇改善を図るとともに、補助職員の配置により、業務負担を軽減する。

(参考)【平成30年度第二次補正予算】

- | | |
|--|-------|
| ○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付資金等の確保 | 20億円 |
| 児童養護施設退所者等に対する自立支援の充実を図るため、就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費等の貸付原資等を補助する。 | |
| ○ 児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化 | 7.9億円 |
| 児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、全国共通ダイヤル「189」の無料化を実施する。 | |
| ○ 児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等(再掲) | 9.1億円 |
| ○ 保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等のICT化等の推進(再掲) | 1.5億円 |

令和元年度文部科学省予算の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(平成30年度予算額)
324億円

(令和元年度予算額)
762億円 内閣府計上予算含む

1. 幼児教育無償化の実施(幼稚園就園奨励費補助等)

701億円(283億円)

内閣府計上予算含む。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

2019年4月から9月までは、現行の幼稚園就園奨励費補助を実施。10月以降は新たな事業により無償化を実施する(予算計上は内閣府)。

また、現在、幼稚園就園奨励費補助の対象となっていない国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部等も無償化の対象とする。

2. 幼児教育の質の向上

3.4億円(2.8億円)

幼児教育実践の質向上総合プラン

3.1億円(2.5億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

1.5億円(新規)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

0.2億円(新規)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園の人材確保支援事業

0.7億円(0.7億円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

0.3億円(新規)

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

0.4億円(新規)

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。

(ex. 幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方)

また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

幼稚園教育課程の理解の推進

0.3億円(0.3億円)

各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

ECEC Network事業の参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されている「国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。 ECEC : Early Childhood Education and Care

3. 幼児教育の環境整備の充実

58億円(39億円)

平成30年度補正予算額 123億円

認定こども園等への財政支援

45億円(33億円)

平成30年度補正予算額 108億円

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

認定こども園施設整備交付金

34億円(22億円)

【負担割合(認定こども園整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

教育支援体制整備事業

11億円(11億円)

【負担割合(認定こども園等への移行支援) 国1/2 事業者1/2 等】

私立幼稚園の施設整備の充実

13億円(5億円)

平成30年度補正予算額 15億円

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策や工コ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。